



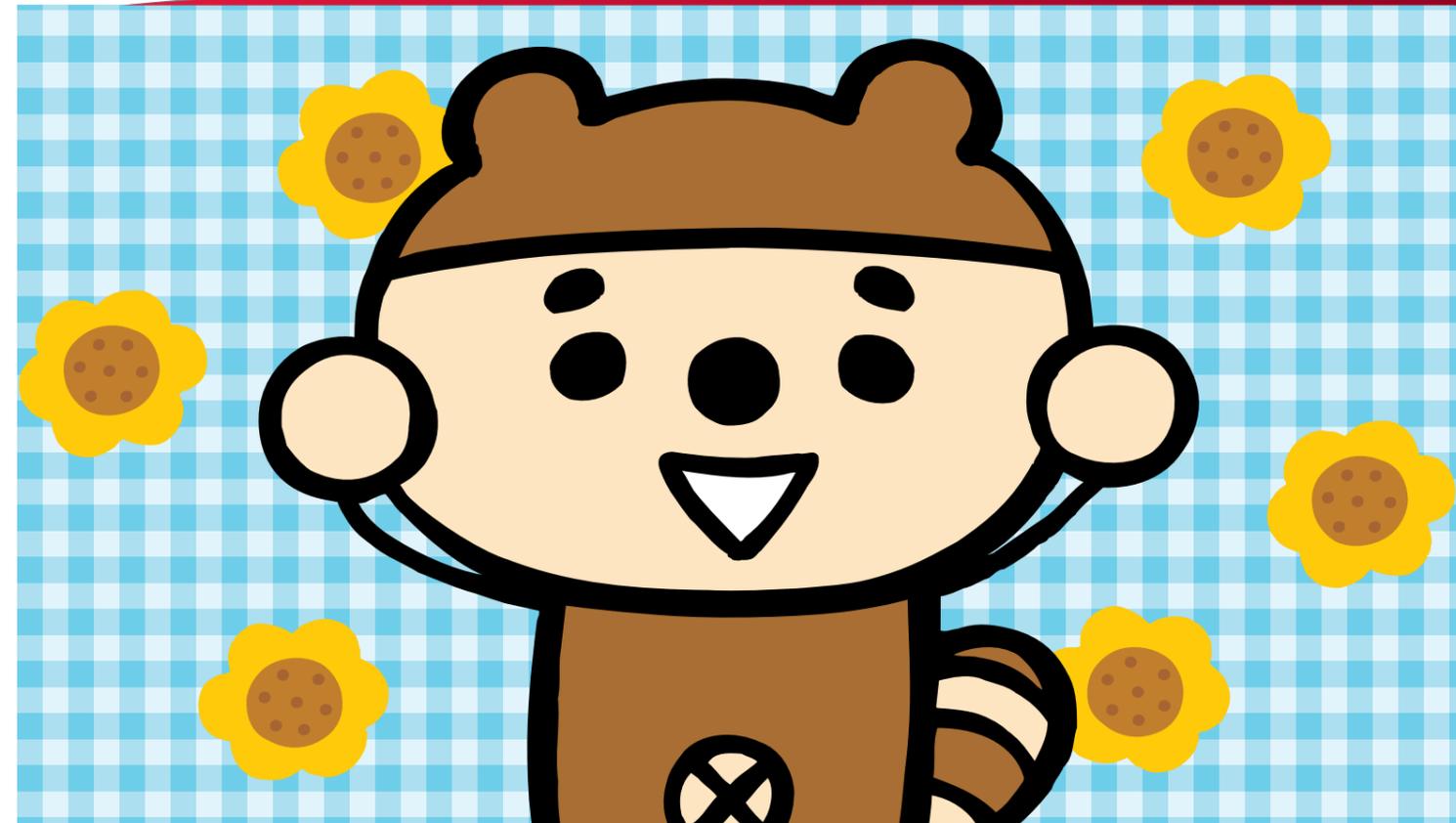
保険の先へ、挑む。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の終身保険

一生のお守り

無配当 低解約返戻金型終身保険

ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報) 兼 商品パンフレット



ご契約前に必ずお読みください。

「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「一生のお守り」は、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

募集代理店

引受保険会社



この保険の引受保険会社は損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社です。株式会社三菱UFJ銀行は損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社の募集代理店です。

必ず
ご確認ください

ご契約の際は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください

保険販売資格をもつ募集人について

三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまと損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が承諾したときに有効に成立します。

なお、三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)の権限等に関して確認をご要望の場合には、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンターまでご連絡ください。

募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「一生のお守り」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「一生のお守り」は、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は、「一生のお守り」の引受保険会社である損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さま、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。
三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先や三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命へのお問い合わせとお手続き

お客さまのご契約に関する照会、各種お手続きのお問い合わせは下記のフリーダイヤル(通話料無料)までご連絡ください。携帯電話からもご利用いただけます。

ご契約者様専用ダイヤル
(カスタマーセンター)



0120-563-506

※各種お手続きのご依頼、お問い合わせにつきましては、契約者ご本人さま(保険金・給付金のご請求は受取人さま)からお願いいたします。

お電話をいただく前に、お手元に保険証券をご用意のうえ、ご連絡ください。

受付時間/月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 (日曜日、祝日および12月31日～1月3日は除きます)



“Linkx(リンククロス)”とは?

保険だけでなく、健康に関わる様々なサービスを、自分に合った「ちょうどいい」カタチで得られるトータル健康ブランドです。
新しい健康サービスで、
たくさんの人に気持ちいい毎日を。心地よい幸せを。

リンククロス

検索

<https://linkx.life>



(お問い合わせ、ご照会)
募集代理店



三菱UFJ銀行コールセンター[保険]

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)
<http://www.bk.mufug.jp>

(ご契約後のご照会)
引受保険会社

代理店コード:AH189



〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル

Tel: 03-6742-3111(代表)

<公式ウェブサイト> <http://www.himawari-life.co.jp>

将来の不安や心配に、今のうちから備えておきませんか？

万一にセカンドライフに介護に重い病気に備えるなら？

次のページを
ご覧ください。

万一のことがあったら…

お葬式やお墓等、ある程度まとまったお金が必要になりそうだね。



万一といっても、いつかはかならず必要になる費用よね。



万一のときに必要な費用はどれくらい？

葬儀費用 **約195万円**

項目	費用
通夜からの飲食接待費	30.6万円
葬儀一式費用	121.4万円
寺院への費用(お経、戒名、お布施)	47.3万円
葬儀費用合計	195.7万円

(一財)日本消費者協会 第11回「葬儀についてのアンケート調査」報告書 平成29年1月より
※項目ごとの有効回答からそれぞれ平均費用を算出しているため、各項目の合計と葬儀費用合計は一致しません。

上記は平均費用です。あくまでも一つのめやすとしてお考えください。

一般墓の平均購入額
(永代使用料+墓石代+その他費用)

約181万円

(株)鎌倉新書 「いいお墓/第8回お墓の消費者全国実態調査」(2016年)

退職後の生活は…

長生きすればするほど、お金の心配をしなくちゃいけないわよね…



老後なんてまだまだ先だけど、働いている今のうちからコツコツ貯めておいた方がいいのかな？



セカンドライフにはいくらくらい必要？

ゆとりある老後生活を送るために必要と考えられている生活費

夫婦2人で月額 **34.9万円**

最低でも必要と考えられている生活費

夫婦2人で月額 **22.0万円**

(公財)生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査<速報版>」

60歳時の平均余命

男性

23.67年

女性

28.91年

厚生労働省 「平成28年 簡易生命表」

介護状態になったら…

きっとお金がかかるわよね、心配だわ…

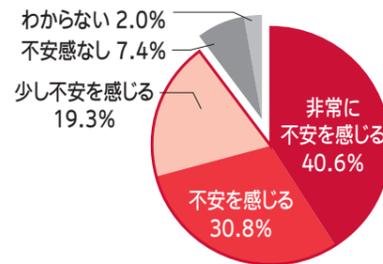


年金生活の中で介護費用を捻出するのは大変だね…



介護に必要と考える資金額・期間は？

自分の介護に対する不安の有無



不安感あり
約90%

介護に必要と考える資金額(公的介護保険の範囲外の費用)・期間

初期費用 **平均252万円**

月々の費用 **平均16.8万円**

期間 **平均14年1ヵ月**

(公財)生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査<速報版>」

(公財)生命保険文化センター「平成27年度 生命保険に関する全国実態調査<速報版>」

がん等の重い病気になったら…

入院や通院が長引いたら、今までのようにバリバリ働けないかもなあ…

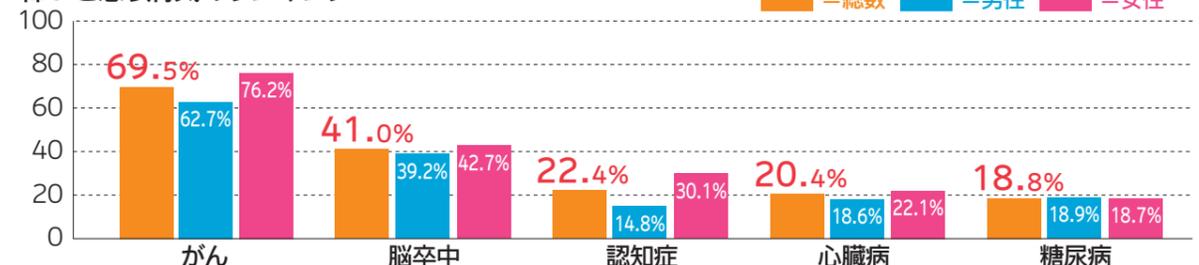


治療にかかる費用はもちろんだけど、収入が減ると家計のことも考えないといけないわ…



どんな病気が怖い？

怖いと思う病気のランキング



※3つまでの複数回答から上位5項目を抜粋
エフピー教育出版「平成26年 サラリーマン世帯生活意識調査」

特徴 1 生涯の死亡保障を割安な保険料で準備できます！

- 万一死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
- 傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になった場合には、死亡保険金と同額を高度障害保険金としてお支払いします。
- 不慮の事故が原因でその事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になった場合、以後の保険料のお払い込みは必要ありません。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金を低く抑え、その分保険料を割安に設定しています。

特徴 2 保険料払込期間満了後の解約返戻金をそのままセカンドライフに活用することもできます！

- 「一生のお守り」は掛け捨ての保険ではありません。解約返戻金を活用することで、老後の生活に備えることもできる保険です。
- 解約返戻金の一定の範囲内で必要資金をご用立てする制度もあります(くわしくはP14「契約者貸付」をご覧ください)。

無料オプション(年金移行特約)

- 保険料払込期間満了後に将来の死亡保険金等の保障の全部または一部を年金へ移行することができます(くわしくはP11「年金移行特約」をご覧ください)。

特徴 3 有料オプション(介護一時金特約) 所定の要介護状態または高度障害状態になられた場合、介護一時金が受け取れます！

無料オプション(介護前払特約)

所定の要介護状態になられた場合、死亡保険金の前払請求ができます！

! 介護一時金特約と介護前払特約は対象となる要介護状態の範囲が異なります。

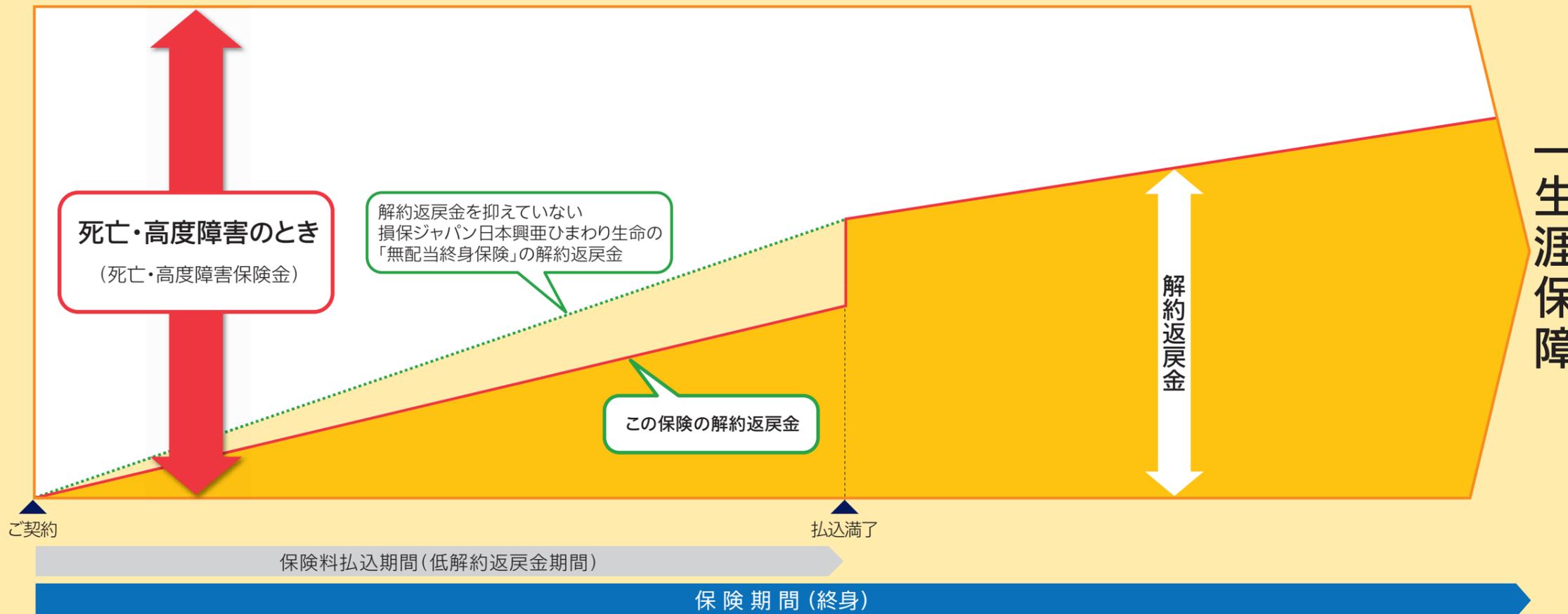
- 介護一時金特約および介護前払特約の詳細はP5・P6をご覧ください。

特徴 4 有料オプション(特定疾病診断保険料免除特約) 三大疾病で所定の事由に該当した場合、

- 1 以後の保険料のお払い込みが免除されます。
- 2 保険料が一時にお払い込みされたらとみなされ、解約返戻金が増加します。

- 対象となる三大疾病および所定の事由など、くわしくはP7・P8をご覧ください。

■イメージ図



■解約返戻金について

! 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金は、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の「無配当終身保険」の70%となります。

- 解約された場合、以後の保障はなくなります。
- ご契約を途中で解約されると解約返戻金は多くの場合、払込保険料の累計額より少ない金額になります。
- 解約返戻金額は契約年齢、保険料払込期間、経過年月数等によって異なります。
- 「低解約返戻金期間」満了後の解約返戻金は、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の「無配当終身保険」の解約返戻金と同水準になります(保険料払込期間満了日までの保険料をすべてお払い込みいただくことを要します)。ただし、保険料払込期間が終身の場合、生涯にわたって低解約返戻金期間が続きます。

■お取り扱いについて

契約年齢	満6歳～満75歳
保険期間	終身
保険料払込期間	55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳まで、 終身(10年以上の払込期間が必要となります。)
保険金額	50万円～3億円(10万円単位)
保険料払込方法	月払・半年払・年払
保険料払込経路*1	口座振替扱 クレジットカード扱*2
最低保険料	3,000円(月払・半年払・年払共通)

- *1 保険料の払込経路は、上記以外に「勤務先の団体や集団を通じてのお払い込み(団体扱)」があります。三菱UFJ銀行では、団体扱はお申込時のお取り扱いがありませんが、契約後に払込経路を変更することでお取り扱いが可能な場合があります。具体的なお手続き等につきましては、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンターまでお問い合わせください。
- *2 保険料払込方法が月払・半年払・年払で、1契約あたりの1回分保険料が10万円以下の場合にご利用いただけます。また、クレジットカードの名義人がご契約者さまと同一である必要があります。

※契約年齢等によりお取り扱いの範囲が異なる場合があります。
※他の募集代理店が募集する場合とお取り扱いの範囲が異なる場合があります。

! 保険料の払込総額が、お支払いする保険金額を上回る場合がありますので、ご契約の際は十分ご確認ください。

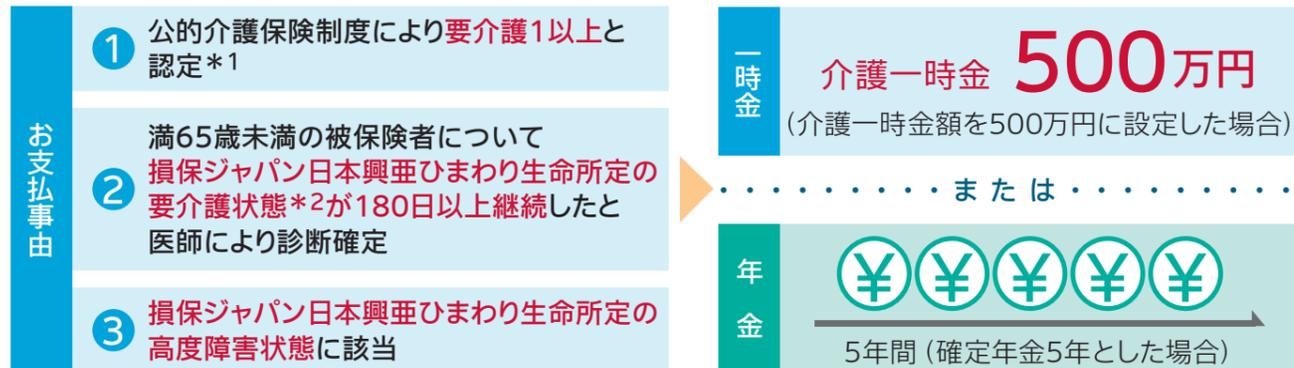
オプションのご案内

! 介護一時金特約と介護前払特約は対象となる要介護状態の範囲が異なります。

契約例
 ▶ 契約年齢：満40歳(女性)
 ▶ 保険金額：1,000万円
 ▶ 保険期間：終身
 ▶ 保険料払込期間：60歳まで
 ▶ 特定疾病診断保険料免除特約：なし
 ▶ 介護一時金特約：あり(介護一時金額：500万円)
 ▶ 保険料払込方法：口座振替月払
 ▶ 保険料：46,690円 (2018年6月現在)

有料オプション(介護一時金特約)

次のいずれかに該当した場合、介護一時金が受け取れます。
 (介護一時金のお受け取りは1回限りです。)



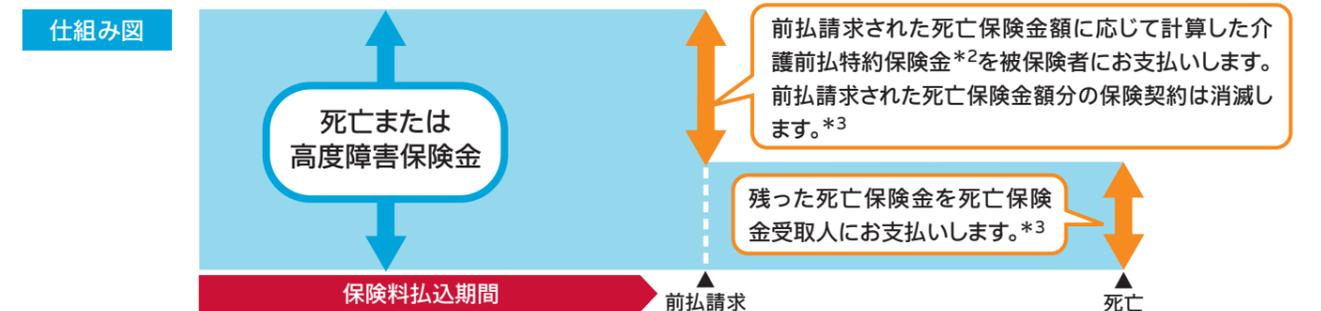
※介護一時金をお受け取りになる場合、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命所定の取扱条件の範囲内で、一時金にかえて年金でのお受け取りを選択することができます。
 介護一時金の一部のみを年金でお受け取りいただくことはできません。

- *1 「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。「要介護1以上」とは、要介護認定を受け、要介護1以上の状態に該当すると認定されている場合です。
- *2 「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命所定の要介護状態」とは、約款別表に定める次の①または②のいずれかに該当した場合をいいます。
 - ① 下記 A ~ E のうち、1項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
 A. 歩行 B. 衣服の着脱 C. 入浴 D. 食物の摂取 E. 排泄
 - ② 器質性認知症、かつ意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき
 (注)損保ジャパン日本興亜ひまわり生命所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。
- 詳しくは約款別表「対象となる要介護状態」「対象となる高度障害状態」をご覧ください。
- 介護一時金額は、以下の範囲で設定可能です。
 15歳~69歳まで：10万円~500万円、70歳~75歳まで：10万円~300万円

例	介護一時金特約支払対象	(参考) 公的介護保険制度受給対象
例1 83歳 男性 転倒をきっかけに歩行が不自由となり、自宅での療養を続けるうちに認知症を発症。 要介護1と認定	○	受給対象
例2 60歳 女性 転倒による大腿骨頸部骨折を負って入院し、補装具等を使用しても介助がなければ歩行が困難な状態が180日以上継続	○	受給対象外 (第2号被保険者であるが、受給要件である特定疾病(16種)ではないため)
例3 35歳 男性 交通事故に遭い、下半身不随となり、事故から180日を超えた時点で歩行することができず、車椅子を使用しなければならない状態が継続	○	受給対象外 (公的介護保険制度未加入のため)

無料オプション(介護前払特約)

所定の要介護状態になられた場合、死亡保険金の前払請求ができます。
 被保険者が65歳以上かつ主契約の保険料払込期間満了後に**要介護4**または**要介護5**の状態に認定されている場合*1、死亡保険金の全部または一部を「**介護前払特約**」の保険金として、被保険者にお支払いします。
 (他の契約と通算して3,000万円が限度となります。)



- *1 「公的介護保険制度」による要介護認定または要介護更新認定を受け、要介護4または要介護5の状態に該当すると認定されている場合をいいます。「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。介護前払特約による保険金の請求日時点で要介護(更新)認定を受けていることが条件になります。
- *2 介護前払特約による保険金のお支払額は、「前払請求された死亡保険金額」をもとに、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命所定の予定利率と請求日における被保険者年齢に基づいて計算した金額となり、ご請求金額に対して少なくなります。
- *3 死亡保険金額の全部を前払請求された場合には、ご請求日に保険契約は消滅します。そのため、保障は残りません。

お受取額の例(500万円分の死亡保険金を前払請求された場合)

事由発生時点の経過年数(年齢)	前払請求された死亡保険金額	お受取額*4 *5	参考 前払請求された死亡保険金額に相当する解約返戻金*4
25年(65歳)	500万円	約451万円	約445万円

- *4 上記の数値は、ご契約から表示の経過年数を経過する直前にご請求があったものとして計算しています。
 また、お受取額は2018年4月時点の計算によるものです。実際には請求日の計算によります。そのため、変動することがあります。
- *5 前払請求された死亡保険金額に相当する解約返戻金と同額になる場合があります。
- リビング・ニーズ特約による保険金のご請求が行われている場合には、介護前払特約による保険金のご請求はできません。

参考 公的介護保険制度に定める「要介護度別の身体状態のめやす」 (公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2016年10月版)より

		身体の状態(例)
軽	要支援	1 要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態 食事や排泄などはほとんどひとりで行えるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支援を必要とすることがある。入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。
		2 生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 食事や排泄などはほとんどひとりで行えるが、ときどき介助が必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。問題行動や理解の低下がみられることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や、改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
要介護	1 軽度の介護を必要とする状態 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支援が必要。衣服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。	
	2 中等度の介護を必要とする状態 食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりではできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。	
	3 重度の介護を必要とする状態 食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。	
重	5 最重度の介護を必要とする状態 食事や排泄がひとりではできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。	

2018年5月現在の公的介護保険制度の概要を説明しています。詳細は市町村の公的介護保険制度の窓口までお問い合わせください。
 左記・上記特約の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護一時金・介護前払特約による特約保険金のお支払事由の変更を行うことがあります。

有料オプション(特定疾病診断保険料免除特約)



2つの
特徴

- 1 がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の事由に該当した場合、以後の保険料のお払い込みが免除されます。
- 2 保険料が一時にお払い込みされたものとみなされます。

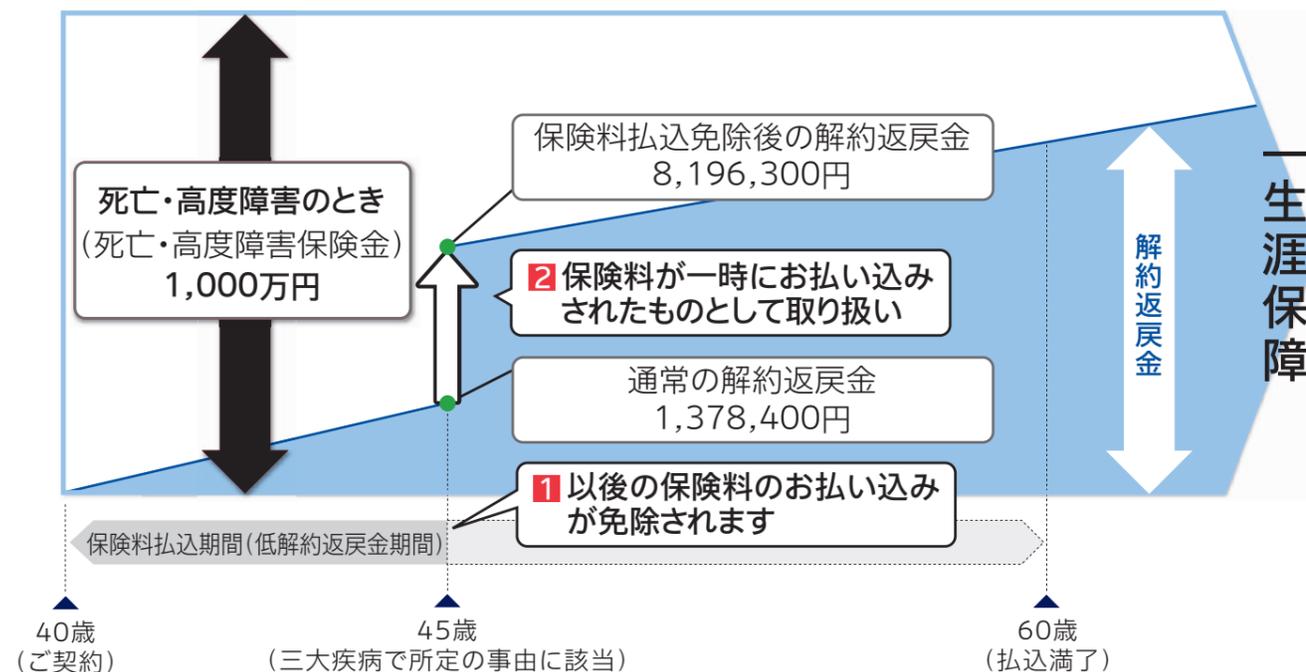
対象となる三大疾病および所定の事由

がん(悪性新生物)	被保険者が責任開始期前を含めて、初めてがん(悪性新生物)と医師により診断確定されたとき ※「上皮内がん」「悪性黒色腫以外の皮膚がん」「責任開始日から90日以内に診断確定された乳がん」は除きます。
急性心筋梗塞	被保険者が急性心筋梗塞を発病し、次のいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ※虚血性心疾患のうち、「急性心筋梗塞」が対象です(狭心症などは対象になりません)。
脳卒中	被保険者が脳卒中を発病し、次のいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき ②脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ※脳血管疾患のうち、「くも膜下出血」「脳内出血」「脳動脈の狭窄(脳血栓・脳塞栓)」が対象です。

●この特約は、保険期間の途中でこの特約のみの解約はお取り扱いできません。

例)45歳のときに三大疾病により所定の事由に該当した場合

イメージ図



■三大疾病で保険料のお払い込みが免除された場合の解約返戻金

事由発生時点の経過年数(年齢)	保険料払込免除後の解約返戻金	〈参考〉通常の解約返戻金
2年(42歳)	8,091,800円	485,400円
5年(45歳)	8,196,300円	1,378,400円
10年(50歳)	8,371,800円	2,902,300円
20年(60歳)	8,730,200円	6,111,100円
21年(61歳)	8,766,500円	8,766,500円

※ 解約返戻金額は、ご契約から表示の経過年数を経過する直前の数値です。



「不慮の事故が原因で所定の身体障害状態になられた場合」は、以後の保険料のお払い込みが免除されますが、解約返戻金は通常の解約返戻金と同じ推移となります。

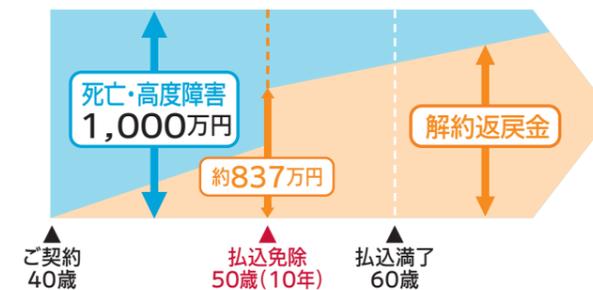
保険料払込免除後の解約返戻金の違いについて

「(A)三大疾病により所定の事由に該当(特定疾病診断保険料免除特約)」と「(B)不慮の事故が原因で所定の身体障害状態に該当」では、以後の解約返戻金の推移が異なります。

50歳のときに上記の事由や状態に該当した場合のイメージ図

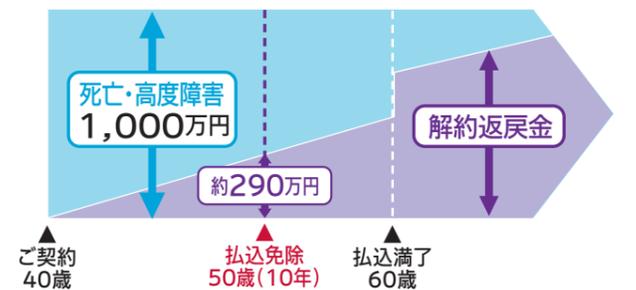
(A) 三大疾病により所定の事由に該当

該当時に以後の保険料の全額が一時にお払い込みされたものとしてお取扱いたします。



(B) 不慮の事故が原因で所定の身体障害状態に該当

該当後も引き続き以後の保険料のお払い込みがあるものとしてお取扱いたします。



保険料払込免除後の解約返戻金

事由発生時点の経過年数	年齢	(A)	(B)
2年	42歳	8,091,800円	485,400円
5年	45歳	8,196,300円	1,378,400円
10年	50歳	8,371,800円	2,902,300円
20年	60歳	8,730,200円	6,111,100円
21年	61歳	8,766,500円	8,766,500円

※ 解約返戻金額は、ご契約から表示の経過年数を経過する直前の数値です。

P7・P8に記載の数値は2018年6月現在のものです。

契約概要

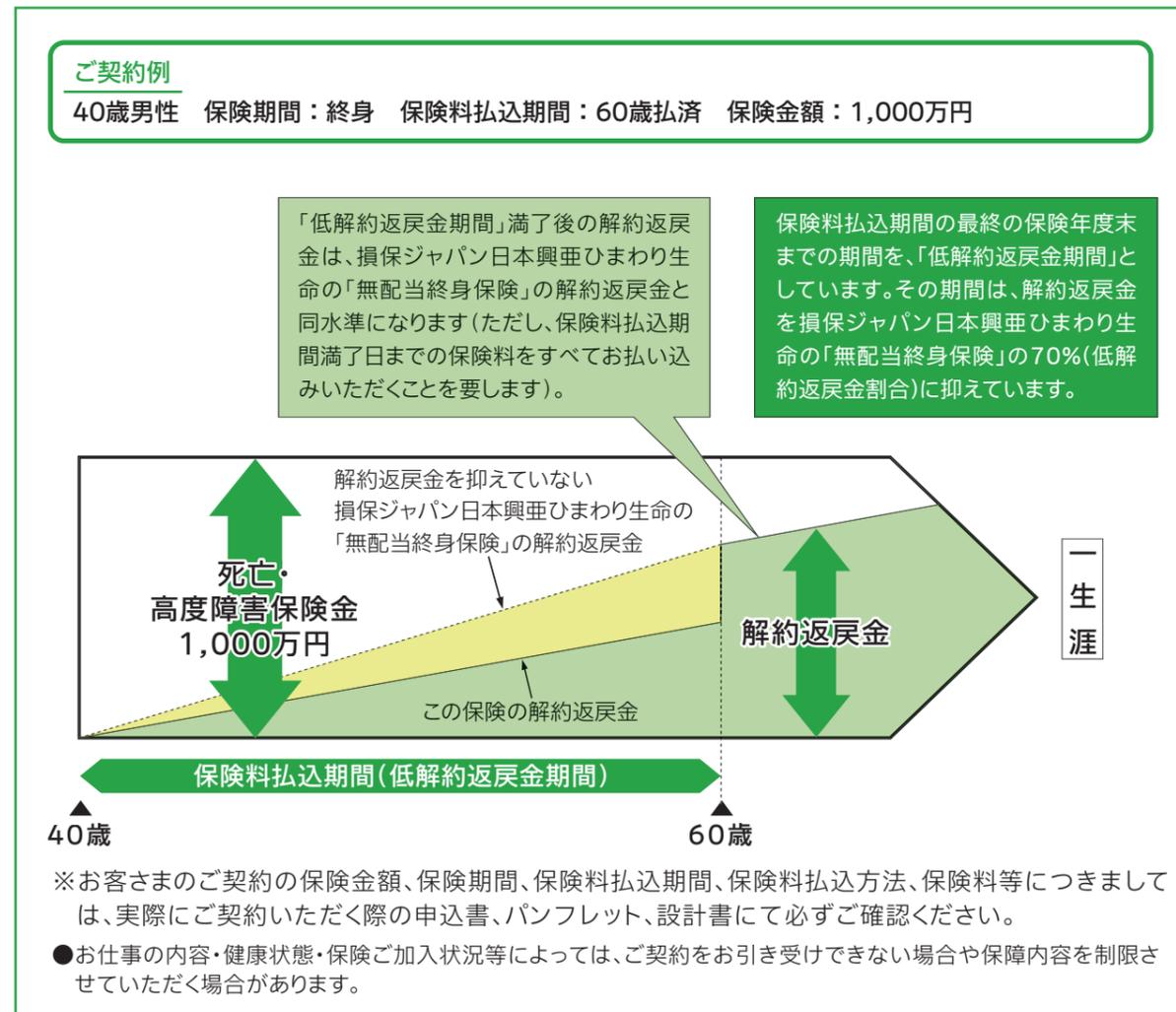
「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
 「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等

名称 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
 住所 本社 〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル
 連絡先 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンター 0120-563-506
 受付時間 月～金曜日9:00～18:00 土曜日9:00～17:00
 (日曜日、祝日および12/31～1/3は営業していません)
 ホームページ <http://www.himawari-life.co.jp>

2 商品の特徴と仕組み

- 保険商品の名称 一生のお守り(無配当 低解約返戻金型終身保険)
- 商品の特徴
 - ・万一の保障を終身にわたり確保できます。
 - ・保険料払込期間中の解約返戻金を低く抑え、保険料を割安に設定しています。
- 仕組み図



3 保障内容

■保険金のお支払いについて

保険金のお支払事由	お支払いする保険金・お支払額	保険金受取人
被保険者が死亡されたとき	死亡保険金 (保険金額)	死亡保険金受取人
被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態に該当されたとき	高度障害保険金 (保険金額)	被保険者

※死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。保険金の支払事由に該当し、保険金が支払われた場合には、契約は消滅します。
 ※所定の高度障害状態について、くわしくは約款別表「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

■保険料の払込免除

被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態に該当されたとき、以後の保険料のお払い込みが免除され、保険料のお払い込みは継続されたものとしてお取り扱いします。
 ※くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

4 付加できる特約

この保険に付加できる特約は以下の通りです。

特定疾病診断保険料免除特約	介護一時金特約	介護前払特約
年金移行特約	年金支払特約	指定代理請求特約
リビング・ニーズ特約	責任開始期に関する特約	

定期保険特約	養老保険特約	災害死亡特約
健康体料率特約(特約用)		

※次の特約は「一生のお守り」に付加することが可能ですが、三菱UFJ銀行ではお取り扱いしません。

■特定疾病診断保険料免除特約

特定疾病*により所定の事由に該当したとき、以後の保険料のお払い込みは不要です。
 ●「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して90日経過後」に開始されます。
 ●この特約は、保険期間の途中で中途での付加およびこの特約のみの解約はお取り扱いできません。
 *悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中のことをいいます。

■介護一時金特約

次のいずれかに該当したとき、介護一時金をお支払いします。
 (1) 公的介護保険制度により要介護1以上と認定
 (2) 満65歳未満の被保険者が所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続したと医師により診断確定
 (3) 所定の高度障害状態に該当
 ●介護一時金のお支払いは1回限りです。
 ●介護一時金が支払われる場合、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命所定の取扱条件の範囲内で、一時金にかえて年金でのお支払いを選択することができます。

■介護前払特約

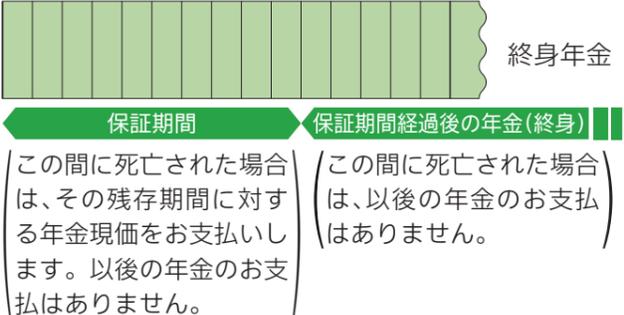
次のすべてに該当するとき、死亡保険金の全部または一部をご請求できます。
 ・主契約の保険料払込期間経過後
 ・被保険者の年齢が満65歳以上
 ・公的介護保険制度により要介護4または要介護5と認定
 (他のご契約と通算して、一被保険者につき3,000万円が限度となります。)
 ●お支払額は、指定保険金額にもとづき、請求日における損保ジャパン日本興亜ひまわり生命所定の率により計算した金額です。(お支払額は、指定保険金額よりも少なくなります。)

■年金移行特約

主契約の保険料払込期間経過後、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命所定の要件を満たした場合に、将来の保険金等のお支払いにかえて、保険契約の全部または一部を年金支払に移行することができます。

※この特約は主契約の締結時に付加することはできません。保険料払込期間満了後に到来する年単位の契約応当日のうち、ご契約者が指定する日に付加することができます。

- 1回目の年金支払日は、この特約を付加した日となり、1年ごとにお支払いします。
※年金に移行した死亡保険金額分の保障はなくなります。(保険契約の全部を年金に移行した場合、すべての保障がなくなります。なお、介護一時金特約を付加した場合は全部を年金に移行することはできません。)
- 年金の種類は「確定年金(5年、10年、15年)」「保証期間付終身年金(保証期間10年)」からお選びいただけます。

年金の種類	内容
確定年金 (5年、10年、15年)	年金支払期間にわたり年金をお支払いします。ただし年金支払開始後に被保険者が死亡された場合、未払期間の年金現価を年金受取人にお支払いします(被保険者が年金受取人の場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします)。 
保証期間付終身年金 (保証期間10年)	被保険者が生存されている間、終身にわたり年金をお支払いします。ただし、保証期間中に被保険者が死亡された場合、その残存期間に対する年金現価を年金受取人にお支払いします(被保険者が年金受取人の場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします)。 

- 年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。年金額はご契約の責任準備金額等をもとにして、年金移行時における損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の定める率により計算します。ただし、貸付金があるときはそれらの元利金を、また、未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。

■年金支払特約

お支払いする保険金の全部または一部を年金原資として年金基金を設定していただくことで、一時支払に代えて年金でお支払いします。

- 年金の種類は「確定年金(5年、10年、15年、20年、25年、30年)」「保証期間付終身年金(保証期間5年、10年、15年)」からお選びいただけます。

年金の種類	内容
確定年金 (5年、10年、15年、20年、25年、30年)	年金支払期間にわたり年金をお支払いします。ただし、年金支払期間中に年金受取人が死亡された場合、未払期間の年金現価を年金受取人の法定相続人にお支払いします。
保証期間付終身年金 (保証期間5年・10年・15年)	年金受取人が生存されている間、終身にわたり年金をお支払いします。ただし、保証期間中に年金受取人が死亡された場合、その残存期間に対する年金現価を年金受取人の法定相続人にお支払いします。 ※年金受取人の死亡時期によって年金受給総額が年金基金設定額を下回る可能性があります。

※年金の期間(保証期間)は保険金請求時にご指定いただけます。

- 年金額は年金基金設定時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)をもとにして計算します(年金額は、保険のご加入時点で定まるものではありません)。

※年金基金設定額および年金額等の条件によってはこの特約を付加できない場合があります。

※この特約の取り扱いは、将来変更される場合があります。

■指定代理請求特約

被保険者が受取人となっている保険金等の支払事由が生じた場合で、被保険者が保険金等をご請求できない特別な事情(被保険者本人が病名の告知を受けていない等)があると損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が認めるときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。

※指定代理請求人による解約の請求はできません。

- 指定代理請求人は次のうちから1名をあらかじめ指定してください。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の3親等内の親族

※保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定、または、変更することができます。

■リビング・ニーズ特約

被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき、死亡保険金の全部または一部をご請求できます。

- リビング・ニーズ特約による請求額は損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の他のご契約と通算して、一被保険者あたり3,000万円を限度とします。

※リビング・ニーズ特約による保険金の支払額は、死亡保険金額の範囲内で被保険者(または指定代理請求人)が指定した指定保険金額から、リビング・ニーズ特約による保険金の請求日から6ヵ月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額となります。(お支払額は、指定保険金額よりも少なくなります。)

※リビング・ニーズ特約による保険金と死亡保険金・高度障害保険金とは、重複してお支払いすることはありません。

※余命6ヵ月以内の判断は、医師に記入いただいた診断書や請求書類にもとづいて損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が判断します。「余命6ヵ月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6ヵ月以内であることを意味します。

■責任開始期に関する特約

第1回保険料(第1回保険料充当金を含みます。)のお払い込みを責任開始期の要件とせず、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が保険契約のお申し込みを受けたときまたは被保険者に関する告知のときのいずれか遅いときから保険契約上の責任を開始します。

※いずれの特約についても、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

5 お取り扱いについて

契約年齢範囲	満6歳～満75歳
保険期間	終身
保険金額	50万円～3億円(契約年齢等により異なります)
責任開始期	<ul style="list-style-type: none"> ●口座振替扱でお払い込みになる場合(月払、半年払、年払) <ol style="list-style-type: none"> ①「責任開始期に関する特約」を付加した場合 お申し込みいただいたご契約のお引き受けを損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が承諾した場合には、ご契約のお申し込みと告知がともに完了したときから保険契約上の責任を開始します。 ②「責任開始期に関する特約」を付加していない場合 お申し込みいただいたご契約のお引き受けを損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が承諾した場合には、告知と第1回保険料(相当額)のお払い込みがともに完了したときから保険契約上の責任を開始します。 ●クレジットカード扱でお払い込みになる場合(月払、半年払、年払) お申し込みいただいたご契約のお引き受けを損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が承諾した場合には、クレジットカードの有効性等が確認(オーソリゼーション)できたときから保険契約上の責任を開始します(お申し込み・告知・オーソリゼーションがすべて完了した日が責任開始日となります)。 ●特定疾病診断保険料免除特約における乳がんに対する保障の開始は、特約の責任開始の日から起算して90日経過後となります。
契約日	月 払 : 責任開始日の属する月の翌月1日* 半年払・年払 : 責任開始日と同日 *責任開始日の翌日から翌月1日までの間に被保険者の誕生日がある場合は、責任開始日を契約日とします。(口座振替扱、クレジットカード扱共通)

6 保険料について

■保険料払込期間

保険料払込期間	契約年齢	保険料払込期間	契約年齢	保険料払込期間	契約年齢
55歳	6歳～45歳	70歳	6歳～60歳	85歳	6歳～75歳
60歳	6歳～50歳	75歳	6歳～65歳	90歳	6歳～75歳
65歳	6歳～55歳	80歳	6歳～70歳	終身払	6歳～75歳

■保険料払込方法（回数）

月払・半年払・年払

■保険料払込方法（経路）

口座振替扱・クレジットカード扱

※保険料の払込経路は、上記以外に「勤務先の団体や集団を通じてのお払い込み（団体扱）」があります。三菱UFJ銀行では、団体扱はお申し込み時のお取り扱いがありませんが、契約後に払込経路を変更することでお取り扱いが可能な場合があります。具体的なお手続き等につきましては、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンターまでお問い合わせください。

■最低保険料

3,000円（月払・半年払・年払共通）

■前納

- 将来お払い込みいただく予定の保険料の全部または一部を、前もってまとめてお払い込みいただけます。また、保険料を前納することで所定の割引があります。
- 年払契約のみ取り扱います。
- 終身払の契約においては、90歳までの保険料部分のみ取り扱います。また、終身払以外の契約においては、15年以上の保険料払込期間を要します。
- 契約が途中で消滅した場合、保険料として充当されていない部分（未経過分保険料）があれば払い戻します。

■高額割引

保険金額により、高額割引制度が適用されます。

7 契約者配当金について

この保険は無配当保険のため、契約者配当金はありません。

8 解約返戻金について

- 低解約返戻金期間（保険料払込期間）中の解約返戻金が損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の無配当終身保険の70%に抑えられています。低解約返戻金期間満了後の解約返戻金は、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の無配当終身保険と同水準となります。ただし、保険料払込期間満了日までの保険料をすべてお支払いいただくことを要します。

9 契約後のお取り扱いについて

■保険金額の減額

- 保険金額を減額して、以後の保険料を少なくします。*
 - 減額部分は解約したものと扱い、解約返戻金があればお支払いします。
- * 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の定める限度を下回る減額はできません。

■払済保険への変更

- 保険料の払い込みを中止し、解約返戻金をもとにして、保険期間をそのままにした保険に変更します。*
- 払済後の保険金額は少なくなります。
- 各種特約は消滅します。
- 特別条件が付加されている場合はお取り扱いできないことがあります。
- 無配当低解約返戻金型終身保険の場合、低解約返戻金期間中に払済保険に変更する場合のもとになる解約返戻金は、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の「無配当終身保険」の70%に抑えられているため、それに応じて払済後の保険金額は少なくなります。

* 払済保険金額が損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の定める限度を下回る場合はお取り扱いできません。

■延長保険への変更

- 保険料の払い込みを中止し、解約返戻金をもとにして、一定期間のみ保障する保険に変更します。*
- 死亡保険金額は変わりませんが、保険期間は短くなります。
- 死亡・高度障害の場合の保障に重点をおいた保険になります。
- 各種特約は消滅します。
- 特別条件が付加されている場合はお取り扱いできないことがあります。
- 無配当低解約返戻金型終身保険の場合、低解約返戻金期間中に延長保険に変更する場合のもとになる解約返戻金は、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の「無配当終身保険」の70%に抑えられているため、それに応じて保険期間は短くなります。

* 延長保険期間が1年未満となるものはお取り扱いできません。

■契約者貸付

- 解約返戻金の一定の範囲内で必要資金をご用立てします（貸付金は損保ジャパン日本興亜ひまわり生命から口座振込の方法でお支払いします）。
- この場合、貸付金には損保ジャパン日本興亜ひまわり生命所定の利率*で計算した利息（複利計算）がつきます。
- 貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えるときは、その旨をご契約者に通知いたしますので、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命所定の金額をお払い込みください。通知した日の属する月の翌月末日までにお払い込みがない場合には、この期日の翌日からご契約は効力を失います。

* 利率は金利水準等によって変動します。利率については、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命ホームページをご覧ください。

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

- お申し込みの撤回または保険契約の解除（以下「お申し込みの撤回等」といいます）をすることができるクーリング・オフ制度があります。
- お申し込みの撤回等には、次の手続きが必要です。

- ①「申込日」*1からその日を含めて15日以内（郵便消印日付）に
- ②必要事項*2を記載した書面に自署したうえで、
- ③損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の支社または本社あてに郵便で発信いただく

- 次の場合にはお申し込みの撤回等を行うことができません。
 - ・損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が指定した医師の診査を受診された場合
 - ・債務履行の担保のための保険契約（質権設定契約）の場合
 - ・ご契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合
 - ・ご契約者が事業のために事業契約としてお申し込みをされた場合
- 次の場合にはお申し込みの撤回等の効力は生じません。
 - ・お申し込みの撤回等の書面の発信時に、保険金等（保険料のお払い込みの免除を含みます。以下同じ）のお支払事由が生じている場合（書面の発信時に、お支払事由が生じていることを知っている場合を除きます）

*1「責任開始期に関する特約」を付加していない場合は、次のとおりです。
・クレジットカード扱：「申込日、または、カードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日」
・それ以外：「申込日、または、第1回保険料（相当額）の領収日（着金日）のいずれか遅い日」
*2クーリング・オフレターの書式例

保険契約申し込みの撤回
1. 申込年月日
2. 申込者氏名
3. 申込者住所
4. 以下のいずれかひとつ
申込番号： _____
証券番号： _____

2 健康状態等の告知について

■告知について*1

- ①ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知していただく義務があります。ご契約にあたっては、所定の告知書等で損保ジャパン日本興亜ひまわり生命がおたずねする傷病歴、健康状態、職業などについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。*2
- ②生命保険募集人（社員・募集代理店を含み、以下「募集人」といいます）に口頭でお話しされても、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。*3
- ③損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の確認担当職員または損保ジャパン日本興亜ひまわり生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、お申込内容について確認させていただく場合があります。

- *1 多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態のよくない方等が無条件で加入されると、公平性が保たれません。
- *2 ご契約内容によって、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が指定した医師が口頭で告知を求める場合があります。
- *3 告知受領権は損保ジャパン日本興亜ひまわり生命および損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が指定した医師が有しています。

■正しく告知されない場合のデメリット

- ①故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日・復活日から2年以内であれば、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。また、2年経過後も、保険金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。*
- ②ご契約を解除したときには、たとえ保険金等のお支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。
- ③上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合等、詐欺による取り消しを理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、責任開始日・復活日からの年数は問いません。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

* 募集人が告知を妨げたり、事実と違うことを告げるようにすすめたときには解除しません。ただし、こうした妨げやすめがなかったとしても正しく告知いただけなかったと認められる場合、解除することがあります。

■傷病歴がある方でもお引き受け可能なケースがあること

傷病歴がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によって、特別な条件をつけてお引き受けすることがあります。

■現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約について

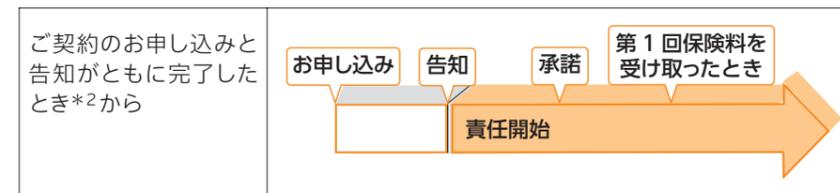
一般の契約と同様に告知義務があります。したがって、告知が必要な傷病歴等があるときは、新たなご契約のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために解除・取り消しとなることもあります。

告知される際の注意点は告知書（告知サポート資料）等に記載しております。ご確認のうえ告知してください。

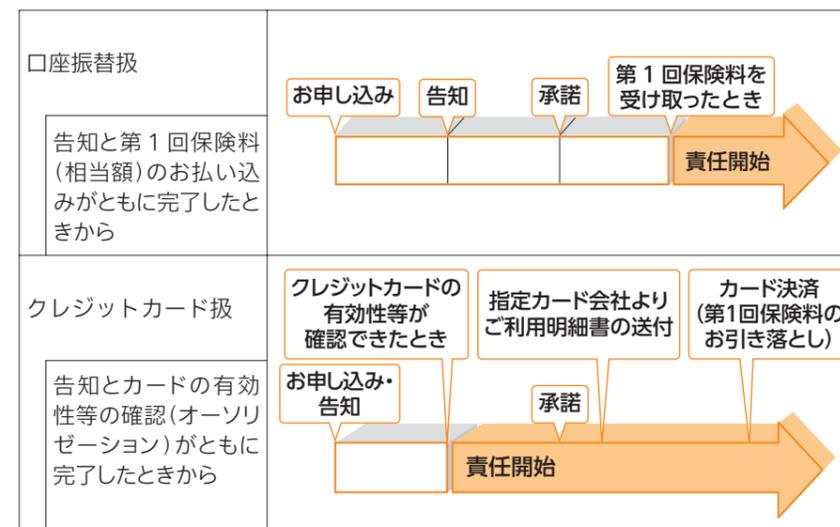
3 保障の開始時期（責任開始期）について

- お申し込みいただいたご契約のお引き受けを損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が承諾*1した場合、下表のとおり、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命はご契約上の責任を負います。

①「責任開始期に関する特約」を付加した場合



②「責任開始期に関する特約」を付加していない場合



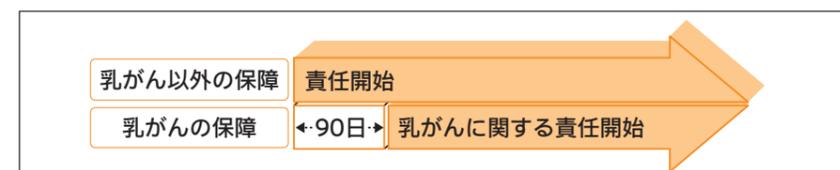
ご注意

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が承諾するまでの間に再度オーソリゼーションが行われ、当初のオーソリゼーションが取り消された場合、保障の開始時期は変更されます。

*1 募集人は、お客さまと損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客さまからのお申し込みを損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が承諾したときに有効に成立します。

*2 ご契約のお申し込みが完了したときは、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命または損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の募集人が申込書を受領したときをいいます。

- 特定疾病診断保険料免除特約における「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して90日経過後」に開始されますので、特にご注意ください。



4 保険金等をお支払いできない場合

- 次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。
 - ① 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
 - ② 保険金等の免責事由*1に該当した場合
 - ③ 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
 - ④ 次のような重大事由によりご契約が解除された場合
 - ・ 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
 - ・ ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供する等、社会的に非難されるべき関係があると認められるとき
反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)・暴力団準構成員・暴力団関係企業その他をいいます。
 - ・ その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があったとき
 - ⑤ 詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
この場合、すでにお支払いいただいた保険料はお返しいたしません。
 - ⑥ 保険料のお支払いが行われずご契約が失効した場合
 - ⑦ 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日*2までに払い込まれないことにより、ご契約が無効になった場合

*1 主な免責事由には以下のものがあります。

- ア. 責任開始日から3年以内の被保険者の自殺
- イ. 契約者・被保険者・受取人の故意

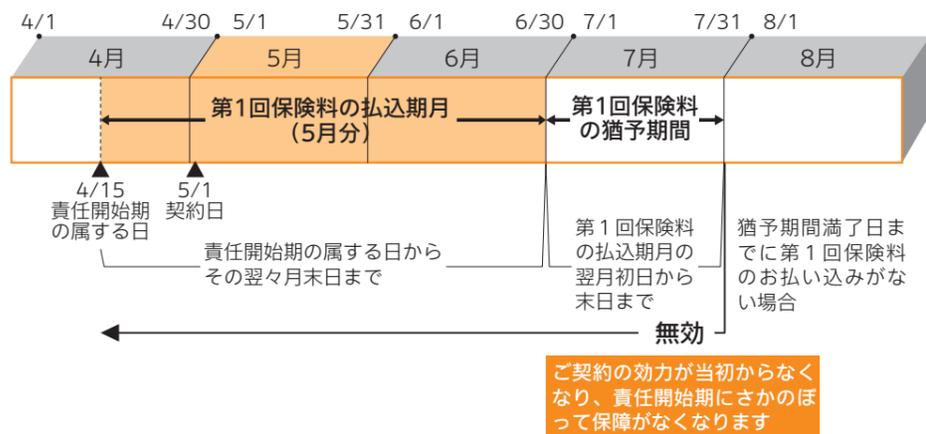
*2 くわしくは「保険料のお支払い、ご契約の失効・復活について」をご覧ください。

5 保険料のお支払い、ご契約の失効・復活について

保険料は所定の払込期月内にお支払いください。お支払いには一定の猶予期間がありますが、その猶予期間内にお支払いがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料のお支払い*1

[例]



- 第1回保険料のお支払いがなくご契約が無効となった場合、新たなご契約のお申し込みに際し、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。*2

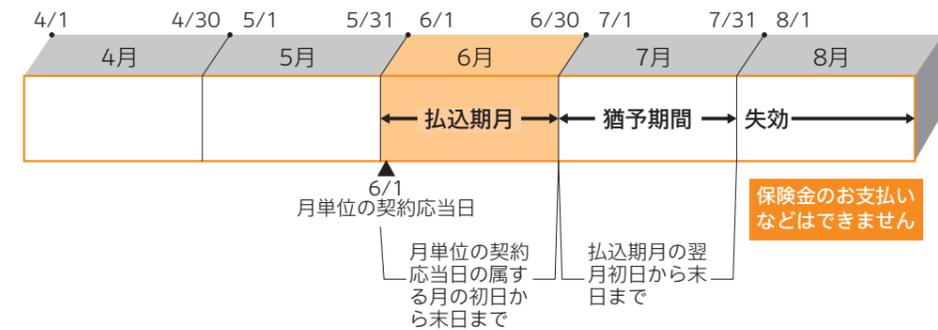
*1 「責任開始期に関する特約」を付加した場合に限ったお取り扱いです。

*2 第1回保険料のお支払いがなくご契約を解約された場合も同様です。

第2回以後の保険料のお支払い

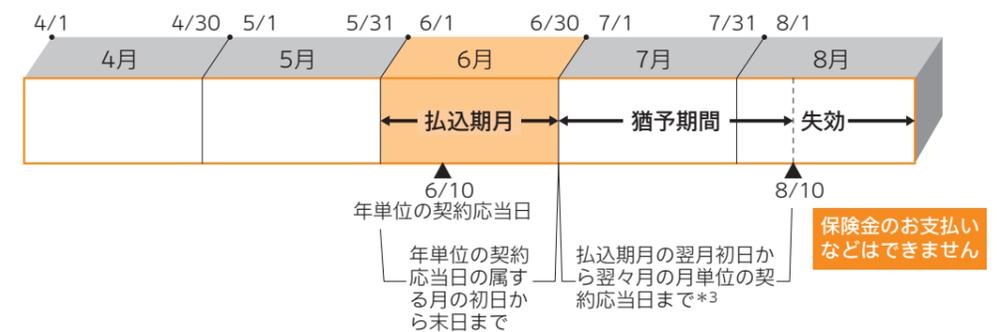
- 月払：毎月1回お支払いいただく方法です。

[例] 契約日が5月1日の場合



- 年払または半年払：年1回(半年払は年2回)の損保ジャパン日本興亜ひまわり生命所定の期間内にお支払いいただく方法です。

[例] 契約日が6月10日の場合(年払契約)



*3 契約当日が、2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。

- 失効後3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。
この場合、告知または診査と、お支払いを中止されてから復活するまでの未払込保険料(延滞保険料)のお支払いが必要となります。
ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。
- 保険料の自動振替貸付が可能な場合、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。*4
お立替えした保険料には、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命所定の利息がつきます。(複利計算)

*4 自動振替貸付をご希望されない旨あらかじめ申し出いただいた場合には、このお取り扱いはしません。

6 解約と解約返戻金について

- ご契約者はいつでも保険契約の解約を請求することができます。
- 解約返戻金*は、ご契約年齢・性別・払込期間・経過年月数等によって異なります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 無配当低解約返戻金型終身保険は低解約返戻金期間(保険料払込期間)中の解約返戻金が損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の無配当終身保険の70%(特定疾病診断保険料免除特約を付加した場合、特定疾病診断保険料免除特約を付加した損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の無配当終身保険の70%)に抑えられており、その分、保険料が割安になっています。保険料払込期間満了後の解約返戻金は損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の無配当終身保険の解約返戻金と同水準になります。(ただし、保険料払込期間満了日までの保険料をすべてお支払いいただくことを要します。)
- 介護一時金特約(介護一時金特約に適用される特定疾病診断保険料免除特約部分を含みます。)には、解約返戻金がありません。

* 解約返戻金は、解約されたときの他、減額時にも支払われることがあります。

7 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて

- 現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申し込みをご検討されている方は、特に次の点にご注意ください。
 - ①解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額(減額の場合は、減額部分に対応する保険料)よりも少なくなります。*1
また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
 - ②新たなご契約は、被保険者の健康状態等によっては、ご契約をお断りする場合があります。
 - ③新たなご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。
また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在のご契約と新たなご契約で異なる場合があります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって、主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。
 - ④新たなご契約は、告知義務違反による解除、責任開始日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病等、保険金等をお支払いできない場合があります。
 - ⑤新たなご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。
- 特定疾病診断保険料免除特約の場合、「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して90日経過後」に開始されます。*2

*1 「解約と解約返戻金について」をご覧ください。

*2 「保障の開始時期(責任開始期)について」をご覧ください。

※「健康状態等の告知について」をあわせてご覧ください。

8 保険金額等が削減される場合について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化、保険会社の経営破綻により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

9 生命保険契約者保護機構について

- 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命は、生命保険契約者保護機構に加入しており、経営破綻に陥った場合、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

10 生命保険協会の生命保険相談所について

- 本商品に係る指定紛争解決(ADR)機関は生命保険協会*です。生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

*詳細については生命保険協会ホームページ【<http://www.seiho.or.jp/>】をご覧ください。

11 保険金等のお支払事由が生じた場合について

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等をお支払いしますので、お支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等は、すみやかに損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンターにご連絡ください。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンター

TEL 0120-563-506

月曜日～金曜日 9:00～18:00、土曜日 9:00～17:00

日曜日・祝日・12/31～1/3は営業していません。

- 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- 指定代理請求特約を付加したご契約では、被保険者が受取人となっている保険金等のお支払事由が生じ、被保険者が保険金等をご請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。
指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨等をお伝えください。

12 生命保険と税金について

■保険金と課税関係〔ご契約例〕

保険金	契約者（保険料負担者）	被保険者	保険金受取人	対象となる税金の種類
死亡保険金	本人	本人	配偶者（子）	相続税
	本人	配偶者（子）	本人	所得税（一時所得）
	本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

※所得税の課税対象になるときは、住民税の課税対象にもなります。

■生命保険金の非課税扱

対象となる生命保険金	条件	非課税扱の範囲
死亡保険金 （ご契約が2件以上の場合は合計 します）	下記①②をともに満たす場合 ①ご契約者と被保険者が同一人 ②指定された死亡保険金受取人が、 そのご契約者の相続人にあたる場合	500万円 × 法定相続人数

■保険金等の非課税扱

対象となる保険金等	条件	非課税扱の範囲
高度障害保険金 介護一時金 リビング・ニーズ特約による保険金 介護前払特約による保険金	受取人が主契約の被保険者、その配 偶者もしくはその直系血族、または生 計を一にするその他の親族	全額

■一般生命保険料控除・介護医療保険料控除

お払い込みになった保険料は、税法上『一般生命保険料控除』『介護医療保険料控除』*1の対象になります。*2

対象となる保険料は1月から12月までにお払い込みいただいた保険料の合計額から、その年に支払われた配当金（その年に積み立てられた配当金を含みます。）を差し引いた金額です。

保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。損保ジャパン日本興亜ひまわり生命より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、年末調整あるいは確定申告のときまで大切に保管してください。

*1 介護医療保険料控除 医療保障・介護保障を内容とする主契約または特約に係る保険料
一般生命保険料控除 上記以外の保険料
災害死亡特約の保険料を除きます（いずれの保険料控除も適用されません）。

*2 この制度は、受取人がご契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。

■所得税の課税対象となる場合

契約者と保険金受取人が同一人の保険契約では、支払われた保険金は一時所得となり、所得税の課税対象となります。保険金から、正味払込保険料を差し引き、さらに、一時所得の特別控除額（50万円限度）を差し引いた金額が一時所得となります。

一時所得＝（保険金－正味払込保険料）－特別控除額
なお課税対象となるのは、一時所得の金額の1/2です。

■贈与税の課税対象となる場合

贈与税の課税対象となる金額は、保険金から基礎控除額（110万円）を差し引いた金額となります。

贈与税の課税対象となる金額＝保険金－基礎控除額
贈与税の基礎控除額は、保険金が110万円までの場合はその全額、110万円を超える場合は一律110万円となります。

税務の取り扱い等については、2018年5月現在の税制に基づき記載しております。今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。個別の税務取り扱い等については、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。また、より詳しい内容等につきましては、国税庁のホームページをご参照ください。

13 お問い合わせ・ご相談等について

- ①生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。
- 契約者ご本人さま（保険金・給付金のご請求は受取人さま）からお願いします。
 - 保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。
 - お手続きには保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。

ご用件	お問い合わせ窓口										
■お手続き、お問い合わせ全般 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">お手続き例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 保険金・給付金のご請求</td> <td>⑤ 保険料振替口座の変更</td> </tr> <tr> <td>② 転居、町名変更、通信先変更</td> <td>⑥ ご契約内容の変更、解約</td> </tr> <tr> <td>③ 名義変更、受取人変更、改姓</td> <td>⑦ ご契約内容のお問い合わせ</td> </tr> <tr> <td>④ 保険証券紛失</td> <td>⑧ その他お手続き</td> </tr> </tbody> </table>	お手続き例		① 保険金・給付金のご請求	⑤ 保険料振替口座の変更	② 転居、町名変更、通信先変更	⑥ ご契約内容の変更、解約	③ 名義変更、受取人変更、改姓	⑦ ご契約内容のお問い合わせ	④ 保険証券紛失	⑧ その他お手続き	カスタマーセンター  0120-563-506 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
お手続き例											
① 保険金・給付金のご請求	⑤ 保険料振替口座の変更										
② 転居、町名変更、通信先変更	⑥ ご契約内容の変更、解約										
③ 名義変更、受取人変更、改姓	⑦ ご契約内容のお問い合わせ										
④ 保険証券紛失	⑧ その他お手続き										
■先進医療給付金のご請求手続きに関してのお問い合わせ 先進医療関係の保障に加入され、先進医療の受療を検討されている方または先進医療をすでに受療された方がご利用いただけます。 ※医療相談や医療情報のご提供、医療機関のあっせんなどは行いません。	先進医療請求デスク  0120-665-780 月曜日～金曜日 9:00～18:00										
■ご意見・ご要望のあるお客さま	お客さま相談室  0120-273-211 月曜日～金曜日 9:00～18:00										

※日曜日、祝日および12月31日～1月3日は営業していません。

※携帯電話・PHSからも通話が可能です。

- ②損保ジャパン日本興亜ひまわり生命のお手続きに関する事項や貸付利率等の諸利率、各種情報につきましては、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命ホームページをご覧ください。

<http://www.himawari-life.co.jp>

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命ホームページでは24時間365日いつでも以下のお手続き・ご契約内容照会等ができます。

- 住所変更、保険料控除証明書再発行
- ご契約内容照会、保険料振替口座の変更、改姓、受取人の変更に関する書類郵送（ホームページからあらかじめご登録が必要です）

「③お問い合わせ・ご相談等について」の内容は、2018年6月1日現在のものです。